

## 長久手市オープンカウンタ実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本市の発注する物品購入について、長久手市契約規則（昭和46年長久手町規則第12号。以下「契約規則」という。）及び長久手市物品等電子入札実施要領に定めるもののほか、オープンカウンタの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「オープンカウンタ」とは、物品購入の見積りについて、その相手方を特定せずに案件を公開し、参加を希望する者（以下「参加者」という。）から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格を提示した者と契約を締結する方法をいう。

### (参加資格)

第3条 参加者に必要な資格は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないものであること。
- (2) 長久手市における入札参加資格者名簿（物品等）に登載されている者であること。
- (3) 案件の公開日から契約の相手方の決定までの期間において、長久手市指名停止取扱要領に基づく指名停止措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (4) 案件の公開日から契約の相手方の決定までの期間において、「長久手市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月25日付け長久手市長・長久手市教育委員会教育長・愛知県愛知警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (5) 前各号に規定するもののほか、対象案件ごとに定める要件を満たす者であること。

### (対象案件)

第4条 オープンカウンタによることができる物品購入は、予定価格が契約規則第24条に規定する随意契約の限度額以下で、仕様、種目等を考慮して決定する。

(電子入札サブシステムの利用)

第5条 オープンカウンタは、あいち電子調達共同システム(物品等)の電子入札サブシステム(以下「電子入札システム」という。)により行うものとする。

(仕様書等の公開)

第6条 仕様書及び図面(以下「仕様書等」という。)は、電子入札システムにより閲覧に供するものとする。

(同等品の提案及び承認)

第7条 参加者は、見積りに係る物品の同等品を提案する場合は、案件ごとに定める期限及び方法により提案を行い、物品購入を担当する課の承認を得るものとする。

(仕様書等に関する質問及び回答)

第8条 参加者は、仕様書等に質問がある場合は、案件ごとに定める期限までに質問を行うものとする。

2 前項の質問に対する回答は、案件ごとに定める期限までに電子入札システムにより行うものとする。

(見積書の提出)

第9条 参加者は、公開された仕様書等の内容に基づき、当該案件の見積受付期間内に、電子入札システムにより見積書を作成し、提出するものとする。ただし、自然災害等による電子機器その他インターネット環境等の障害及び入札参加者の責めによらないやむを得ないと認められる事由により、電子入札システムで見積書が提出できない場合は、書面により見積りに参加することができる。

2 前項ただし書きによる紙見積りでの参加を希望する者は、直ちに総務部行政課の契約担当者に連絡をし、当該案件の見積受付期間内に持参によりオープンカウンタ紙見積参加届(様式第1号)及びオープンカウンタ紙見積書(様式第2号)を総務部行政課に提出しなければならない。なお、単価契約の場合は、オープンカウンタ単価契約見積内訳書(様式第3号)をオープンカウンタ紙見積書に添付する。

3 前項のオープンカウンタ紙見積書は、封筒に入れ封かんし、その封皮に商

号又は名称、案件名称及び見積書在中の旨を記載し、提出するものとする。

(資料の提出)

第10条 見積書の提出に際し、参加者に資料の提出を求める場合は、当該見積書の提出時に電子入札システムの添付機能を利用して当該資料を提出させるものとする。ただし、紙見積りの参加者については、見積書に書面による資料を添付して総務部行政課に直接提出するものとする。

(参加資格の確認)

第11条 契約担当者は、見積書の提出を受けた後において、第3条で定める参加資格を満たす者であることを確認するものとする。

(見積りの無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 参加資格を有しない者のした見積り
- (2) 所定の日時まで所定の方法により到達しない見積り
- (3) 談合等不正行為による見積り
- (4) 記載事項に誤りのある見積り又は記載事項が確認できない見積り
- (5) 同一事項の見積りに対し、2以上の意思表示をした見積り
- (6) その他あらかじめ指示した事項に違反した見積り

2 前項のほか書面による見積書について、次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 記名及び押印のない見積書
- (2) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した見積書
- (3) 訂正及び抹消した箇所に押印のない見積書
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積書

(契約の相手方の決定)

第13条 前条各項各号のいずれにも該当しない見積りをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方として決定する。

(くじによる相手方の決定)

第14条 前条の場合において、同価の見積りをした者が2者以上あるときは、電子入札システムにおける電子くじにより契約の相手方を決定するものとする。

る。この場合において、書面による見積書にくじ番号の記入がない場合は、「999」と記載されたものと見なす。

(落札者がいない場合の手続)

第15条 予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格をもって有効な見積書を提出した者がいない場合は、不調とする。

2 不調となった場合又は参加者がいない場合は、仕様書等又は参加資格等を変更することにより、再度オープンカウンタを行うことができるものとする。

(決定の通知)

第16条 契約の相手方が決定したときは、電子入札システムによりその旨を契約の相手方に通知するものとする。

(結果の公表)

第17条 契約の相手方を決定したときは、電子入札システムにより次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 案件番号
- (2) 発注所属
- (3) 案件名称
- (4) 納入場所
- (5) 開札日
- (6) 落札者
- (7) 落札金額

(その他必要事項)

第18条 この要領に定めるもののほか、オープンカウンタの実施について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

オープンカウンタ紙見積参加届

年 月 日

長久手市長 殿

業者登録番号（10桁）

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の案件について、下記の理由により電子入札システムを利用して見積参加ができないため、紙見積書を提出することについて届け出ます。

記

案件番号	
案件名称	
電子入札で参加できない理由	該当の□にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> パソコン等のシステム障害 <input type="checkbox"/> その他 理由（ ）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする（タテ）。

様式第2号（第9条関係）紙見積用

# オープンカウンタ紙見積書

年 月 日

長久手市長 殿

見積者 住 所  
氏 名  
(名称及び代表者名)

印

下記案件について、下記のとおり見積ります。

記

千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

案 件 番 号	
案 件 名 称	

く じ 番 号			
---------	--	--	--

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする(タテ)。  
2 訂正又は抹消した箇所には押印すること(金額の訂正は無効とする)。  
3 金額の数字は、アラビア数字を用い頭に金を記入すること。  
4 くじ番号は、3桁までの数字を記入すること。

